

2018年7月17日

加盟校各位

定時総会議題アンケート

今年度も定時総会が9月に行われます。東京都学生弓道連盟規約第14条に基づき、この場にて規約改正を予定しております。

規約改正の議題は以下の通りとなっています。議題内容の最後にアンケート内容が記載されていますので、各校でしっかりと話し合ってください回答をお願い致します。

※定時総会当日も質疑応答の時間は設けます。また、こちらのアンケートはあくまで参考として使用します。正式な決議は定時総会にて行います。

※こちらの議題は暫定的なものです。皆様からのアンケート結果によっては変更する可能性もございます。変更があった際には、都学連HP及び加盟校メーリスを用いて連絡いたします。

○新人戦・女子部新人戦への大学未入学者の出場に関して

現状

規約第111条③項に基づき、各加盟校未入学者の新人戦への参加が認められている。しかし、現状では新人戦は3月第初週から第三週にかけて行っており、入学以前に新人戦全日程が終了している。このため、大学入学以前に終了する公式戦に未入学者が参加する事になっている。

学連としての意見

新人戦は都学連に加盟する大学弓道部部員の出場する大会である。新人戦に大学未入学者が参加できるようになった当時は新人戦期間が3月から4月に渡って行われており、該当部員が新人戦期間中に都学連の主催する全ての試合への出場資格（規約第41条）を満たしていた。

しかし現状の新人戦日程では、新人戦期間中に出場資格を満たさない状況になっている。また、現状の都学連事業計画を考慮すると新人戦を4月以降に行うことは現実的ではない。4月以降に新人戦を行なった場合、各加盟校の新歓活動に悪影響を及ぼすことが懸念されている。加えて新人戦には、リーグ戦において活躍出来なかった選手の成長の一助となって欲しいという本旨もある。

新人戦期間中に大学へ入学していない未入学者の公式戦出場を認める事は如何なものかという意見を多方面から頂いているため、この判断を加盟校に委ねたい。

規約の以下の文言の削除を行いたい。

第一一一一条③項

新人戦においては同年四月より在学生となる部員も本連盟への申請を行えば随時選手登録を認める。

この規約改正を行なった場合、新人戦・女子部新人戦に参加可能となる部員は新大学2～4年部員の三学年のみとなる。

アンケート内容

1. 規約に変更を加えることに賛成か反対か
2. 賛成・反対の理由及び代替案